

大分県報

平成二十八年
第二七五九号
三月四日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

指定漁船調書の縦覧……………二

道路区域の変更……………二

道路の供用開始……………三

正誤

平成十八年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に登載の大分県規則第二十八号（浄化槽法施行細則の一部を改正する規則）中の訂正……………三

○教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月四日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「春日小学校」の下に、「古後小学校」を加え、同款の日田市の項中「前津江小学校」を「小野小学校、前津江小学校」に改め、同款の佐伯市の項中「宇目緑豊小学校、色宮小学校」を「直川小学校、米水津小学校」に改め、同款の杵築市の項中「山浦小学校、上小学校」を「大田小学校」に改め、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「准園小学校栗原分校、」及び「八幡小学校鳥屋分校、古後

小学校」を削り、同款の佐伯市の項中「名護屋小学校」を「宇目緑豊小学校、名護屋小学校」に改め、同款の津久見市の項の次に次のように加える。

杵築市 上小学校

別表第一の小学校の部のへき地学校に準ずる学校の款の日田市の項、佐伯市の項及び杵築市の項を削り、同款に次のように加える。

国東市 武蔵西小学校

別表第一の中学校の部の第一級学校の款の玖珠郡の項中「山浦中学校」の下に、「古後中学校」を加え、同款の佐伯市の項中「宇目緑豊中学校」を「直川中学校」に改め、同部の第二級学校の款の玖珠郡の項中「古後中学校」を削り、同款の佐伯市の項中「蒲江翔南中学校」を「宇目緑豊中学校、蒲江翔南中学校」に改め、同部のへき地学校に準ずる学校の款の佐伯市の項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

特別の地域に所在する学校

小学校の部

佐伯市 本匠小学校

中学校の部

佐伯市 本匠中学校

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の職員のへき地手当等の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に基づくへき地手当の月額が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に係るへき地学校、へき地学校に準ずる学校及び職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）第五条第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定並びにへき地手当の支給割合については、改正後の規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、なお従前の例による。この場合において、当

該職員に支給するべき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額を超えるときは、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額を支給する。

○ 告 示

大分県告示第百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
 - 中津市字小祝五百二十五番地四十三
 - 岡部 藤岡
 - 中津市大字田尻二百九十番地二
 - 村本 茂
 - 中津市大字今津二百六十九番地
 - 酒井 助廣
 - 2 加入区
 - 加入区
 - 中津市加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
 - 大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧
- 1 縦覧期間
 - 平成二十八年三月四日から同月十八日まで
 - 2 縦覧場所
 - (一) 大分市府内町三丁目五番七号
 - 大分県漁業協同組合事務所
 - (二) 中津市字小祝寺山五百二十五番地十
 - 大分県漁業協同組合中津支店事務所

大分県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字八重 垣二二七八番一から 玖珠郡玖珠町大字森字森七 ○八番三まで	前	メートル 一・二〇〇 〽 七・五	メートル 四四九・〇	
		後	〽 八・〇	四四九・〇	
県道三重弥生線	豊後大野市三重町鷺谷字下 園三七〇番二から 豊後大野市三重町鷺谷字向 田三六九番六まで	前	〽 九・七 〽 六・四	三七・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B 〽 九・七 〽 二・五	五〇・〇	

国線 県道玖珠山	玖珠郡玖珠町大字太田字本 村二六四番九地先から 玖珠郡玖珠町大字太田字志 津里一四九一番六地先まで	前	A	一六・〇 〽 五・五	七三七・〇
	玖珠郡玖珠町大字太田字本 村二六四番九地先から 玖珠郡玖珠町大字太田字志 津里一四七二番二まで	前	B	一二・〇 〽 二・六	六二八・〇
県道下恵良 九重線	玖珠郡玖珠町大字太田字本 村二六五番三から 玖珠郡玖珠町大字太田字志 津里一四九一番二二まで	後	C	五一・八 〽 一〇・七	八七八・〇
	玖珠郡玖珠町大字岩室字浦 山一八九二番七地先から 玖珠郡玖珠町大字岩室字浦 山一八九二番六地先まで	前	C	二一・五 〽 一〇・五	三二一・五
県道牧口徳 田竹田線	豊後大野市清川町三玉字浦 六七四番三から 豊後大野市清川町三玉字浦 六六七番三地先まで	後	C	三一・六 〽 七・九	一七〇・〇
	豊後大野市清川町三玉字浦 六七四番三地先から 豊後大野市清川町三玉字浦 六六七番三地先まで	前	C	七・九 〽 五・二	一七〇・〇

上記 A、B、C 及び C は、関係図面に表示する敷地の区分をい

<p>大分県告示第百十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年三月四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字八重垣二二七八番一から 玖珠郡玖珠町大字森字森七〇八番三まで	平二八・三・四
県道三重弥生線	豊後大野市三重町鷺谷字下園三七〇番二から 豊後大野市三重町鷺谷字向田三六九番六まで	平二八・三・四
県道下恵良九重線	玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一八九二番七から 玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一八九二番六まで	平二八・三・四
県道牧口徳田竹田線	豊後大野市清川町三玉字浦六七四番三から 豊後大野市清川町三玉字浦六六七番三地先まで	平二八・三・四

○正 誤

平成十八年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に記載の大分県規則第二十八号（浄化槽法施行細則の一部を改正する規則）中の訂正

平成二十八年三月四日

大分県報（告示・正誤）

平成二十八年三月四日

大分県報（正誤）

四

ページ	一
段	下
行	右から一
誤	第10条の2第2項
正	第10条の2第1項